○総務省令第四十五号

地方税法施行令等の一部を改正する政令（令和八年政令第八十三号）の施行に伴い、及び地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）附則第十一条第一項及び第二項の規定に基づき、地方税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年三月三十一日

総務大臣　林　芳正

地方税法施行規則の一部を改正する省令

地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）の一部を次のように改正する。

附則第六条の見出し中「附則第十一条第二項第一号の倉庫」を「附則第十一条第一項の特定貨物自動車中継輸送施設」に改め、同条第一項中「附則第十一条第二項第一号」を「附則第十一条第一項」に、「倉庫」を「特定貨物自動車中継輸送施設」に、「同号」を「同項各号」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「附則第十一条第二項第一号ハ」を「附則第十一条第一項第一号」に改め、同項を同条第二項とし、同条中第四項から第八項までを削り、同条第九項中「附則第十一条第三項」を「附則第十一条第二項」に、「機械又は設備」を「構築物」に、「同項各号に掲げる」を「同項に規定する」に改め、「のいずれか」を削り、同項を同条第三項とし、同条中第十項から第十二項までを削り、第十三項を第四項とし、同条第十四項中「第十六項」を「第七項」に改め、同項を同条第五項とし、同条中第十五項を第六項とし、第十六項から第二十二項までを九項ずつ繰り上げ、同条第二十三項中「附則第十一条第七項」を「附則第十一条第五項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第二十四項中「附則第十一条第八項」を「附則第十一条第六項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第二十六項中「附則第十一条第六項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条中第二十七項を第十八項とし、第二十八項を第十九項とし、同条第二十九項中「附則第十一条第十三項」を「附則第十一条第十一項」に改め、同項を同条第二十項とし、同条中第二十一項を第二十二項とし、第三十一項を第二十三項とし、同条第三十二項を第二十四項とし、同条第三十三項中「附則第十一条第十四項」を「附則第十一条第十二項」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第三十四項を同条第二十五項とし、同条第三十五項中「附則第十一条第十六項第二号」を「附則第十一条第十四項第二号」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第三十六項中「附則第十一条第十七項第一号」を「附則第十一条第十五項第一号」に改め、同項を同条第二十八項とし、同条第三十七項中「附則第十一条第十八項」を「附則第十一条第十六項」に改め、同項を同条第二十九項とし、同条第三十八項中「附則第十一条第十九項第二号」を「附則第十一条第十七項第一号」を「附則第十一条第十五項第一号」に改め、同項を同条第三十項とし、同条第三十九項中「附則第十一条第二十項」を「附則第十一条第十八項」に改め、同項を同条第三十一項とし、同条第四十項中「第四十五項」を「第四十六項」に改め、同項を同条第三十二項とし、同条中第四十二項を第三十三項とし、第四十三項から第四十五項までを九項ずつ繰り上げ、同条第四十六項中「附則第十一条第二十一項」に改め、同項を同条第三十四項とし、同条第四十七項中「附則第十一条第二十二項」を「附則第十一条第二十四項」に改め、同項を同条第三十八項とし、同条第四十八項中「附則第十一条第二十五項」を「附則第十一条第二十三項」に改め、同項を同条第三十九項とし、同条第四十九項を同条第四十項とし、同条第五十項中「附則第十一条第二十六項」を「附則第十一条第二十四項」に改め、同項を同条第四十一項とし、同条第五十一項中「附則第十一条第二十七項」を「附則第十一条第二十五項」に改め、同項を同条第四十二項とし、同条第五十二項中「附則第十一条第二十八項第二号」を「附則第十一条第二十六項第二号」に改め、同項を同条第四十四項とし、同条第五十四項中「附則第十一条第二十九項」を「附則第十一条第二十七項」に、「同条第二十八項第一号」を「同条第二十六項第一号」に改め、同項を同条第四十五項とし、同条中第五十五項を第四十六項とし、第五十六項から第六十四項までを九項ずつ繰り上げ、同条第六十五項中「附則第十一条第三十二項」を「附則第十一条第三十項」に改め、同項を同条第五十六項とし、同条第六十六項中「附則第十一条第三十四項第六号」を「附則第十一条第三十二項第六号」に改め、同項を同条第五十七項とし、同条第六十七項の表第一号中「附則第十一条第三十三項第一号」を「附則第十一条第三十一項第一号」に改め、同表第二号中「附則第十一条第三十一項第三号」を「附則第十一条第三十項第三号」に改め、同項を同条第五十八項とし、同条第六十八項を同条第五十九項とし、同条第六十九項中「附則第十一条第三十五項」を「附則第十一条第三十三項」に改め、同項を同条第六十項とし、同条第七十一項中「附則第十一条第三十七項」を「附則第十一条第三十五項第二号」に改め、同項を同条第七十二項とし、同条第七十三項中「附則第十一条第三十八項」に改め、同項を同条第六十五項とし、同条第七十五項中「附則第十一条第四十項」を「附則第十一条第三十九項」に改め、同項を同条第七十四項とし、同条第七十六項中「附則第十一条第四十二項」を「附則第十一条第四十項」に改め、同項を同条第七十七項とし、同条中第七十八項を第六十八項とし、同条第八十項中「附則第十一条第四十三項」を「附則第十一条第四十一項」に改め、同項を同条第七十九項とし、同条第八十一項中「附則第十一条第四十四項」を「附則第十一条第四十二項」に改め、同項を同条第七十一項とし、同条中第八十二項を第七十二項とし、同条第八十三項から第八十六項までを九項ずつ繰り上げ、同条第八十七項中「附則第十一条第四十五項」を「附則第十一条第四十三項」に改め、同項を同条第七十九項とし、同条第八十九項中「附則第十一条第四十六項第一号」を「附則第十一条第四十四項第一号」に改め、同項を同条第八十項とし、同条第九十項中「附則第十一条第四十六項」を「附則第十一条第四十四項」に改め、同項を同条第八十二項とし、同条第九十一項中「附則第十一条第四十七項」を「附則第十一条第四十五項」に改め、同項を同条第八十三項とし、同条第九十二項中「附則第十一条第四十七項第一号」を「附則第十一条第四十五項第一号」に改め、同項を同条第八十四項とし、同条第九十三項中「附則第十一条第四十八項」を「附則第十一条第四十六項」に改め、同項を同条第八十五項とし、同条第九十四項中「附則第十一条第四十九項」を「附則第十一条第四十七項」に改め、同項を同条第八十六項とし、同条第九十五項中「附則第十一条第五十項」を「附則第十一条第四十八項」に改め、同項を同条第八十七項とする。

附　則

この省令は、物資の流通の効率化に関する法律の一部を改正する法律（令和八年法律第　　号）の施行の日から施行する。

○総務省令第四十六号

地方税法施行令等の一部を改正する政令（令和八年政令第八十三号）の施行に伴い、及び地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）附則第十一条第十七項の規定に基づき、地方税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年三月三十一日

総務大臣　林　芳正